

携之れゆきて歸り來しイスラエルの子孫および其國の異邦人代朽穢を棄て是等小附てイスラエルの神
 エホバを求むる者等すべて之を食ひ喜びて七日は間斷しれぬバの節を行へり是ハエホバかれら
 喜むせアスリヤの王の心を彼らに向之せ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせ
 たる以じの故なり

是等の事の後ヘルセヤ王アルサヤの治世にイスラエトといふ者あり、エズラハセラヤの子
 セラヤハアザリヤの子、アザリヤハヒルキヤの子、ヒルキヤハセラルムの子、セラルムハサドクの子、サ
 ドクハアヒトフの子、アヒトフハアザリヤの子、アザリヤハアザリヤの子、アザリヤハアザリヤの子、ア
 マヨラハセラヤハセラヤの子、セラヤハアザリヤの子、アザリヤハアザリヤの子、アザリヤハアザリヤ
 アレキハスの子、アレキハスハアザリヤの子、アザリヤハアザリヤの子、アザリヤハアザリヤの子、ア
 ヲより上り來れり彼ハイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精じき學士なりき、其神エ
 ホバの手てれが上にありしに因てうの求むる所を王とてくく許せり、アルサヤハ王の七年にイス
 ラエルの子孫および祭司、レビ人謳歌者、門を守る者、レビ人など多くエズラハセラヤハ王の七年
 の五月ハエズラエラセラヤに到れり、即ち正月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエズラセラヤに
 至る、其神のよき手てれが上にありしに因てなり、エズラハ心をとめてエホバの律法を求め之を行ひて
 イスラエルの中に法度と例規とを教へたりき、エホバの職命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし法
 度に明かなる學士にて祭司たるエズラハアルサヤ王の與へし書のものごとし、諸王の王アル
 サヤハ天の神の律法の學士なる祭司エズラハ諭し、願くハ空云々、我認言を出す、我國の内なる

ナ 聖一十
 九 聖二十、二十三、六
 十 聖二十一、二十二、三、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

イスラエルの民れよびの祭司レビ人の中凡てエズラセラヤに往んぞ、若し者ハ皆かちとどもに往べし
 汝ハちが手にある汝の神の律法を照してエズラセラヤの模範とを察せんために王および七人の議
 官お遣はされて往くなり、且汝ハ王の議官がエズラセラヤに居居するところのイスラエルの神のため
 に誠意よりびくぐる金銀を携へ、またバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀および民と祭司とがエズラ
 セラヤの其神の室のために誠意よりする禮物を携さよ、然バ汝の金をもて牡牛、牡羊、羔羊およびうの
 素祭と灌祭の品を速に買ひ、エズラセラヤにある汝の神の室の壇の上にこれに獻ぐべし、また汝と汝の
 兄弟等との餘れる金銀をもて爲んと欲する所をわらバ汝らの神の旨にまひて之を爲せ、また汝の神の
 室の奉事のために汝が賜えりし聖皿ハ汝これをエズラセラヤの神前に納めよ、うの外汝の神の室のため
 に需むる所をわらバ汝の用ゑんとする所の者をとどく、王の府庫より取て用へし、我我我我我我我我
 スハ王河外ハ一切の庫官に詔言を下して云ふ、天の神の律法の學士祭司エズラハ汝らに需むる所ハ凡
 てこれを迅速に爲べし、即ち銀ハ百タラント、小麦ハ百石、酒ハ百バツ、油ハ百バツ、鹽ハ量もかるべし
 天は神の室のために天の神の命する所ハ凡て謹んで之を行かへ、まからバ王の子ども等の國に恐く
 ハ震怒のやまん、かつ我儕なからに諭す、祭司レビ人謳歌者門を守る者、レビ人および神のうの室の
 役者などに入貢賦、租税、稅金およびを賦すべからず、汝エズラ汝の手にある汝の神の智慧にまたがひて有
 司および裁判人を立て河外ハ一切の民すなわち汝の神の律法を知る者等を盡く審判せよ、汝らと
 之を知ざる者を教へよ、凡う汝の神の律法および王の律法を行はざる者をバ迅速にうの罪を定めて或ハ
 殺し或ハ遺放ち或ハうの貨財を沒收し或ハ獄に繋ぐべし、○我らの先祖の神エホバハ讀べき哉、斯王の

ナ 聖一十
 九 聖二十、二十三、六
 十 聖二十一、二十二、三、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

り汝等エルサレムに至りてエホバの家の室おびレヒエロの長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るべき之を伺ひ守るべしと 是を於て祭司およびヒエロの金銀および器血をエルサレムなる我らの神の室に携へゆかんとして其重に去たふひてこれを受取り ○ 我ら正月の十二日おアハラの河邊を出たちてエルサレムに趣きけるが我らの神の手に我らの上に置き我らを救ひて敵の手また路に伏て窺ふ者の手に陥らめたるざりき 我儕すあどちエルサレムに至りて三日かしまに居し 四日にいたりて我らの神の室おひての金銀および器血をウリヤの子祭司メレモチの手に量り付せり、ヒモハスの子エレアサル彼に副ふ、又エモアの子ヨバババおよびヒンヌイの子ノアヂヤの二人のヒエロ人かれらに副ふ 即ち一つの重と數を查へ其重をてとく其時かきとめたり 俘囚の人々の俘囚をゆるさざれば 歸り來し者イスラエルの神に燔祭を獻げたり、即ちイスラエル全體にあたる牡牛十二を獻げ、また牡牛九十六、羊七十七、罪祭の牡山羊十二を獻げたり 是みなエホバにたてまつりし燔祭なり 彼等王の刺諭を王の代官と河外への總督等お示しければ、その人々民を助けて神の室を建てむ

第九節 是等れ事の成し後牧伯等我請にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびヒエロの諸國の民とはなれずして、カナン人、ヘテ人、エリシ人、エブス人、アモニ人、モアブ人、エドム人、アモリ人などの中なる憎むべき事を行へり 即ち彼等の女子を自ら娶り、またその男子に娶れ、聖國の民と相雜れり、牧伯たる者長たる者さきだちてこの愆を犯せり 我この事を聞て我衣と襦を裂き頭髮と鬚を抜き、慙き呆れて坐せり イスラエルは神け言を慙けふるく者ひみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我請に集まりしが我の晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐しぬ 晩の供物の時にいたり我の苦行

ナ 彌六九〇三

ナ 彌六九〇二

ナ 彌六九〇一

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

より起て衣と袍とを裂たるまゝ、膝を屈めてわが神エホバにむかひ手を俯て 言けるわが神よ、我わが神に向いて面を擧るを羞て振らむ、其わが罪積りて頭の上に出で我らの愆重りて天を達すべなり 我らの先祖の日より今日にいたるまで我らに大なる愆を身に負ひ、我らの罪の故によりて我儕と我らの王等および祭司たち、國々の王等の手に付され、劍にかげられ、擽へゆかれ、掠められ、面に恥をかき、今日のごとし、然るに今我らの神エホバ暫く恩典を施して、逃れ存すべき者を我らの中に残り、我らをしてその聖所にうち、對のてとくあらせめ、斯して我らに神われらの目を明にし、我らをして奴隷の中にありて少く生る心地せしめたり、そも、我らに奴隷の身なるが、の奴隷たる時にも我らは神われらをお忘れず、反てペルシヤの王等、其目の前にて我らに憐憫を施して、我らに活る心地せしめ、我らの神の室を建し、其破壊を修理せしめ、ユダとエルサレムにて我らに石垣をたたまふ、我らの神よ、已に是のごとくなれ、我ら今何と云のべんや、我儕はやくも汝の命令を棄たればなり、汝のつて汝の僕なる預言者等によりて命じて宣まへり、云く汝の往て獲んとする地、各地の民の汚穢をおよより其憎むべき事によりて汚れたる地にして、此極より彼極まで、この汚穢をたたるなり、然るに汝らの女子を彼らに男子に與ふる勿れ、彼らの女子をなごらぬ男子に娶る勿れ、又何時までも、汝らの爲に平安をも、福祿をも、求むべからず、然るに汝ら旺盛にして、この地の佳物を食ふて、汝らを得永く、これを汝らの子孫に傳へて、産業となさしむることを得ん、と、我らの惡き行により、我らの大なる愆によりて、此事すべて我儕に臨みたりしが、汝らに神の神われらの罪よりも、輕く我らを罰して、我らの中に是のごとく、人を遣はしたまひたり、我儕再び汝の命令を破りて、是等の憎むべき行を、民と穢を結ぶべけんや、汝我らを怒りて、終に滅ぼし盡し、遺る者も逃

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

ナ 彌六九〇〇

る者も無にいたらしめたまはざらんや イラエルの神エホバよ汝の義に、倒し我ら逃れて還ることを
 今日のごとし今我ら罪にまどとれて汝の前にあり是がため一人として汝の前に立ててをを得る者なきか

イラエルの神の前に泣伏して懺りかつ懺悔しむる時に男女および見女は亦は多くイラエルの
 の中より集ひて彼の前に集り來れり、すべての民の泣いたく泣かなしめり 時にエラムの子

シカニヤ答へてエラに言ふ我らわがらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦人を娶れり、
 然ながら此事につきてイラエルの神に令あは望あり 然るに我儕わが主の教誨にたがひ又我らの神の命

命を憚り人々の教誨にたがひて斯る妻を去るべく出づ之が違はる者を去らざらんといふ契約を今われら
 の神お立人として律法にたがひて之を爲べし 起よ是事ハ汝の主なる所なり、我ら汝を助くべし心を

強くして之を爲せよ エラやがて起り祭司の長等、レビ人およびイラエルの衆をして此言の
 ごとく爲んと誓せしめたり、彼ら乃ち誓へり かくてエラ神の家の前より起りいでしエラシバの子ヨ

ハナシは室に入りしが彼處に至りてもパンを食す水を飲ざりき、是は僮四より歸り來りし者の徳を憂ひた
 ればなり 斯てエラおよびエラサレムに還ぬく宣て僮囚の人々に懇く承して云ふ、汝ら皆エラサレムに

集まるべし 凡う敬伯等と長老等の諭言にたがひて三日の内に來らざる者ハ皆うの一切の所有を取ら
 げられ僮囚の會より驅けらるべしと 是に於いてユダとベニヤミンの八みな三日の内ハエラサレム

お集まれり、是ハ九月にして恰もその月の廿日なりと、民みな神の室の前の廣場に坐して此事のためま
 だ大雨のためには震ひ懼けり 時に祭司エラ起て之を言けるハ汝らハ罪を犯し異邦の婦人を娶りてイス

7 凡う集りて

8 前節の十七

9 前節の十七

10 前節の十七

11 前節の十七

12 前節の十七

13 前節の十七

14 前節の十七

15 前節の十七

16 前節の十七

17 前節の十七

18 前節の十七

19 前節の十七

20 前節の十七

21 前節の十七

22 前節の十七

23 前節の十七

24 前節の十七

25 前節の十七

26 前節の十七

27 前節の十七

28 前節の十七

29 前節の十七

30 前節の十七

31 前節の十七

32 前節の十七

33 前節の十七

34 前節の十七

35 前節の十七

36 前節の十七

37 前節の十七

38 前節の十七

39 前節の十七

40 前節の十七

41 前節の十七

42 前節の十七

43 前節の十七

44 前節の十七

45 前節の十七

46 前節の十七

47 前節の十七

48 前節の十七

49 前節の十七

50 前節の十七

51 前節の十七

52 前節の十七

53 前節の十七

54 前節の十七

55 前節の十七

56 前節の十七

57 前節の十七

58 前節の十七

59 前節の十七

60 前節の十七

61 前節の十七

62 前節の十七

63 前節の十七

64 前節の十七

65 前節の十七

66 前節の十七

67 前節の十七

る者も無にいたらしめたまはざらんや イラエルの神エホバよ汝の義に、倒し我ら逃れて還ることを
 今日のごとし今我ら罪にまどとれて汝の前にあり是がため一人として汝の前に立ててをを得る者なきか

イラエルの神の前に泣伏して懺りかつ懺悔しむる時に男女および見女は亦は多くイラエルの
 の中より集ひて彼の前に集り來れり、すべての民の泣いたく泣かなしめり 時にエラムの子

シカニヤ答へてエラに言ふ我らわがらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦人を娶れり、
 然ながら此事につきてイラエルの神に令あは望あり 然るに我儕わが主の教誨にたがひ又我らの神の命

命を憚り人々の教誨にたがひて斯る妻を去るべく出づ之が違はる者を去らざらんといふ契約を今われら
 の神お立人として律法にたがひて之を爲べし 起よ是事ハ汝の主なる所なり、我ら汝を助くべし心を

強くして之を爲せよ エラやがて起り祭司の長等、レビ人およびイラエルの衆をして此言の
 ごとく爲んと誓せしめたり、彼ら乃ち誓へり かくてエラ神の家の前より起りいでしエラシバの子ヨ

ハナシは室に入りしが彼處に至りてもパンを食す水を飲ざりき、是は僮四より歸り來りし者の徳を憂ひた
 ればなり 斯てエラおよびエラサレムに還ぬく宣て僮囚の人々に懇く承して云ふ、汝ら皆エラサレムに

集まるべし 凡う敬伯等と長老等の諭言にたがひて三日の内に來らざる者ハ皆うの一切の所有を取ら
 げられ僮囚の會より驅けらるべしと 是に於いてユダとベニヤミンの八みな三日の内ハエラサレム

お集まれり、是ハ九月にして恰もその月の廿日なりと、民みな神の室の前の廣場に坐して此事のためま
 だ大雨のためには震ひ懼けり 時に祭司エラ起て之を言けるハ汝らハ罪を犯し異邦の婦人を娶りてイス

ラエルの徳を増り 然るに今なごらの先祖の神エホバ懺悔してこの御旨を行へ、即ち汝等この地の民
 等および異邦の婦人とはなるべしと 會衆みな聲をわけて答へて言ふ汝が我らに諭せるごとく我儕かな

ら赤爲べし 然るに民ハ衆し又今ハ大雨の候かれバ我儕外に立てど能はず且これハ一日二日の事業にあら
 ず、其我らこの事おつて大に罪を犯したれなり 然るに我らの敬伯等ては全會衆たために立てよ、

凡う我儕の邑の内にもし異邦の婦人を娶りし者から皆定むる時に來るべし、又う各々の邑の長老お
 よび裁判人これに伴ふべし 斯して此事を成らば我らハ神の烈しき怒りに我らを驅るゝからんとす

人シヤベタイこれを賛く 僮囚より歸り來りし者につひに然らし、祭司エラおよび宗家の長數人この宗
 家にたがひて名指して擡だれ、十月の一日より共に坐してこの事を責べ 正月の一日お至りてやうや

く異邦の婦人を娶りし人々を盡く查へ畢れり 祭司の徒の中おて異邦の婦人を娶りし者ハ即ちヨサダク
 の子エシニアの子等およびその兄弟アセヤ、エラエセル、ヤリブ、ガザリヤ 彼らハその妻を出さんど

いふ誓をなしたるに懲を獲たれんとて牡羊一匹をうの懲のために獻げたり イメルの子孫ハナもおよび
 セバデヤハリアの子孫アセヤ、エラヤ、エヒエル、ウサヤ、バシユルの子孫エリオエナヤ、

ラセヤ、イシヤエル、ヨサバデ、エラサ、レビ人の中にてハヨサバデ、シメイ、カラヤ(即ちカ
 リカ)ベアヒヤ、ニダ、エラエセル、謳歌者の中おてハエラシバ、門を守る者の中にてハシヤルム、ラ

レムおよびウリ、イラエルの中にてハバロモの子孫ラミヤ、エラフ、アルキヤ、ミヤミツ、エラサブル、
 ヲルキヤ、ベナヤ、エラム子孫エラニヤ、セカリヤ、エヒエル、アラフ、エシモラ、エリヤ、サットの子

孫ハナもおよび

カ 五十五代生

二 四代生

三 三代生

四 二代生

五 一代生

六 一代生

七 一代生

八 一代生

九 一代生

十 一代生

十一 一代生

十二 一代生

十三 一代生

十四 一代生

十五 一代生

十六 一代生

十七 一代生

十八 一代生

十九 一代生

二十 一代生

二十一 一代生

二十二 一代生

二十三 一代生

二十四 一代生

二十五 一代生

二十六 一代生

二十七 一代生

二十八 一代生

二十九 一代生

三十 一代生

三十一 一代生

三十二 一代生

三十三 一代生

三十四 一代生

三十五 一代生

三十六 一代生

三十七 一代生

三十八 一代生

三十九 一代生

四十 一代生

四十一 一代生

四十二 一代生

四十三 一代生

四十四 一代生

四十五 一代生

四十六 一代生

四十七 一代生

四十八 一代生

四十九 一代生

五十 一代生

